

第4章

施策の展開



- 基本方針ごとに
 - ・課題
 - ・方向性
 - ・地域でできること
 - …などを紹介します！

第4章「施策の展開」の見方

第4章については、まず基本方針ごとに

- 第3次計画における目指す姿
- これまでの主な取り組み
- 課題


について、掲載しています。見方については以下のとおりです。

基本方針1-1

「一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり」

第3次計画における目指す姿

- 幅広い世代の地域住民が自分達の地域に関心を持ち、地域や福祉に関する理解を深め、参画していくための意識の醸成・参加の更なる促進を目指します。
- またそれらを実現するために、地域住民が知識を習得するための機会を拡充していきます。



基本方針ごとの目指す姿を記載しています。

これまでの主な取り組み

- ・「地区版福祉SOSゲーム」(※43ページ・コラム参照)について、各地区の民生委員・児童委員を中心として社会資源マップと事例カードの作成に取り組みはじめ、令和元年度に6地区、令和2年度に7地区、全13地区で作成しました。
- ・認知症について、地域住民の理解を深めるために開催している「認知症サポーター養成講座」の養成者が、3万人を超えました。
- ・市職員や小中学校教員向けの「自殺予防ゲートキーパー研修」を行い、自殺対策などに対する知識の啓発に取り組んでいます。

第2次計画期間中に地域や市で取り組んできたことを記載しています。

課題

福祉に対する意識啓発が必要

- ・市の職員が講師として、市が取り組む事業や施策、各種制度などを分かりやすく説明する「市職員等出張講座」を実施していますが、福祉分野の実施回数については、年間約10件にとどまっています。出張講座は意識啓発の場であるとともに、市の職員と地域住民の意見交換の場にもなることから、積極的な出張講座の開催を通じて、福祉に対する意識啓発を行うことが必要です。

第2次計画で見えてきた課題を記載しています。

※用語の定義

市民…越谷市で暮らすすべての人(約34万人)のこと

地域…13地区や自治会などの集合体のこと

地域住民…地域で生活する個人や、地域で活動するグループや団体に属する個人のこと

地域住民等…地域住民、自治会、NPO、ボランティア団体、その他団体及び事業者などのこと

次に、施策ごとに

- 施策の方向性
- 地域で取り組めること、地域住民からの意見
- 市で取り組むこと、主な取り組み（事業）

について、掲載しています。見方については以下のとおりです。

施策1-1-1
市民の地域福祉に対する関心と、地域の課題解決力を高めます

➤ **施策の方向性**
地域住民一人ひとりが地域福祉に対する理解と関心を深め、主体的に考え行動するきっかけとなるよう、課題解決のための知識を習得できる研修や学習の機会を充実させます。

➤ **地域住民等が取り組めること(例えば…)**
・近隣住民同士で、顔の見える関係性をつくりましょう。(あいさつをするなど、簡単なことから始めてみましょう！)
・「地区版福祉SOSゲーム」を体験してみましょう。(市の出張講座で受けられます！)
・自治会やボランティア団体が主催する研修会で、福祉に関する題材を扱ってみましょう。
・福祉について関心を持ち、お互いに住みやすい地域をつくっていきましょう。

➤ **地域住民等からの意見**
・「向こう3軒両隣」の精神を持とう
・「いろんな人がいていい」「個性があっていい」「みんなが受け入れられるまちにしよう」

➤ **市で取り組むこと**
・「地区版福祉SOSゲーム」を通じた研修会を積極的に開催し、地域住民の福祉課題に対する意識を醸成し、地域の課題解決力を高めます。
・福祉に関する出張講座のメニューを充実させるなど、地域住民が福祉についての知識を習得できる機会を充実を図ります。
・小中学校における福祉教育を充実させ、早期から福祉に関わる機会をつくることにも、児童・生徒に対する豊かな心の教育を推進します。
・地域住民が様々な立場（年齢・障がい・子育て・ジェンダー・国籍など）を理解し、尊重し合える地域づくりを推進するため、福祉につながる意識啓発活動を行います。

施策ごとの方向性を記載しています。

地域住民等が取り組めることを記載しています。合わせて、地域懇談会等で寄せられた地域の方の声を紹介しています。

施策の方向性に対し、市が取り組むことを記載しています。

市が取り組んでいく事業を記載しています。詳しい事業内容については、各分野別計画に詳細の記載がありますので、あわせてご確認ください。

重要な事業については、コラムとして追加の記載をしています。

➤ **主な取り組み(事業)**

①地域の課題解決力を高める取り組み	
(★重点事業1) 地区版福祉SOSゲームの周知・啓発	地域共生推進課
②福祉の学習機会の充実	
福祉に関する各種出張講座の開催	生活福祉課
	障害福祉課
	地域共生推進課
	地域包括ケア課
	介護保険課
各種学級講座の実施(子育て講座、異親・母親学級 など)	子ども福祉課 健康づくり推進課
市内大学と連携した講座の実施(シルバーカレッジ、市民大学 など)	地域共生推進課 生涯学習課
③福祉教育の充実	
小中学校における福祉教育の推進(道徳教育、社会奉仕活動、福祉体験学習 など)	指導課
④福祉につながる意識啓発	
人権啓発の推進	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の推進	人権・男女共同参画推進課
多文化共生の地域づくりの推進	市民活動支援課

コラム 「地区版福祉SOSゲーム」

「福祉SOSゲーム」とは、「S：社会資源」、「O：お悩み」、「S：相談」の頭文字を合わせたもので、「地区内にある社会資源が記載された地図」と「様々な困りごとを抱える世帯の事例カード」を使用して、どうすれば困りごとを解決できるかグループワークを通じて話し合うことで、福祉に関する課題解決力を高める取り組みのことです。

令和元年度・2年度の2か年で、市内13地区ごとに、地区版の社会資源マップと事例カードを作成しました。今後は、より多くの地域住民に体験してもらえよう、普及・啓発活動を行います。

※成果品は、資料編118ページ参照



「福祉SOSゲーム」研修会の様子

基本方針1-1

「一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり」

第3次計画における目指す姿

- 幅広い世代の地域住民が自分達の地域に関心を持ち、地域や福祉に関する理解を深め、参画していくための意識の醸成・参加の更なる促進を目指します。
- またそれらを実現するために、地域住民が知識を習得するための機会を拡充していきます。



これまでの主な取り組み

- ・「地区版福祉SOSゲーム」(※43ページ・コラム参照)について、各地区の民生委員・児童委員を中心として社会資源マップと事例カードの作成に取り組みはじめ、令和元年度に6地区、令和2年度に7地区、全13地区で作成しました。
- ・地域住民の理解を深めるために「認知症サポーター養成講座」を開催し、そのサポーター数が4万人を超えました。
- ・市職員や小中学校教員向けの「自殺予防ゲートキーパー研修」を行い、自殺対策などに対する知識の啓発に取り組んでいます。

課題

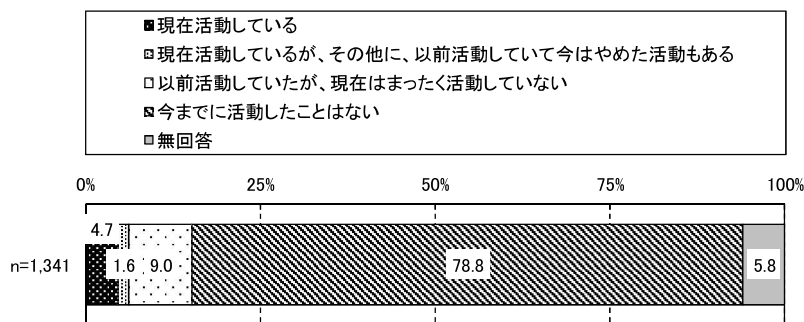
福祉に対する意識啓発が必要

- ・市の職員が講師として、市が取り組む事業や施策、各種制度などを分かりやすく説明する「市職員等出張講座」を実施していますが、福祉分野の実施回数については、年間約10件にとどまっています。出張講座は意識啓発の場であるとともに、市の職員と地域住民の意見交換の場にもなることから、積極的な出張講座の開催を通じて、福祉に対する意識啓発を行うことが必要です。

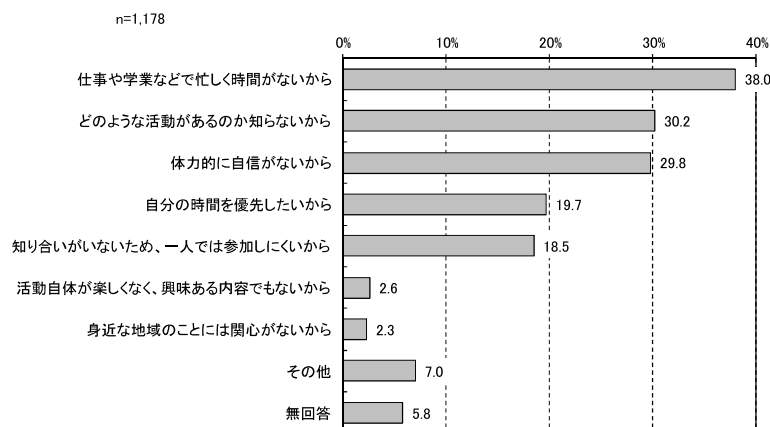
ボランティア活動の大切さを伝えることが必要

・市民アンケートでは、「ボランティアやNPO活動の経験」という問いに対し、「今までに活動したことはない」という回答が約8割となっています。ボランティアやNPOでの活動に参加していない理由としては「仕事や学業などで忙しく時間がないから」（第1位・38.0%）に次いで、「どのような活動があるのか知らないから」（第2位・30.2%）となっています。そのため、より多くの地域住民にボランティア活動へ参加してもらえるよう、参加しやすくする工夫や活動内容の周知を図るとともに、ボランティア活動の大切さを伝えることが必要です。

■ボランティアやNPO活動の経験



■ボランティアやNPO活動に参加していない理由



地域活動に参加するきっかけづくりが必要

・市民アンケートでは、本市の地域福祉の現状として「あらゆる人材が地域に貢献する活動に参加できる仕組みがあるか」という問いに対し、「あまりできていない」、「ほとんどできていない」と回答した割合が62.4%となっており、活躍する機会や知識習得の機会が不十分であるという意見が過半数を占めています。そのため、現在行われている講座・研修をより一層周知することや、新たな知識習得の機会を創出することを通じて、地域活動に参加するきっかけづくりを行うことが必要です。

■地域貢献の仕組みの有無

①できている	③あまりできていない	①+②	比較	③+④
②ある程度できている	④ほとんどできていない			
あらゆる人材が地域に貢献する活動に参加できる仕組みがある		10.4%	<	62.4%

施策1-1-1

市民の地域福祉に対する関心と、地域の課題解決力を高めます

➤ 施策の方向性

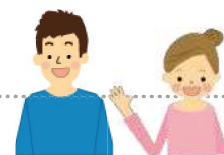
地域住民一人ひとりが地域福祉に対する理解と関心を深め、主体的に考え行動するきっかけとなるよう、課題解決のための知識を習得できる研修や学習の機会を充実させます。

➤ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・近隣住民同士で、顔の見える関係性をつくりましょう。(あいさつをするなど、簡単なことからはじめてみましょう！)
- ・「地区版福祉SOSゲーム」を体験してみましょう。(市の出張講座で受けられます！)
- ・自治会やボランティア団体が主催する研修会で、福祉に関する題材を扱ってみましょう。
- ・福祉について関心を持ち、お互いに住みやすい地域をつくっていきましょう。

➤ 地域住民等からの意見

- ・「向こう3軒両隣」の精神を持つ
- ・「いろんな人がいい」「個性があっていい」「みんなが受け入れられるまちにしよう」



➤ 市で取り組むこと

- ・「地区版福祉SOSゲーム」を通じた研修会を積極的に開催し、地域住民の福祉課題に対する意識を醸成し、地域の課題解決力を高めます。
- ・福祉に関する出張講座のメニューを充実させるなど、地域住民が福祉についての知識を習得できる機会の充実を図ります。
- ・小中学校における福祉教育を充実させ、早期から福祉に携わる機会をつくとともに、児童・生徒に対する豊かな心の教育を推進します。
- ・地域住民が様々な立場(高齢・障がい・子育て・ジェンダー・国籍など)を理解し、尊重し合える地域づくりを目指すため、福祉につながる意識啓発活動を行います。



② 主な取り組み(事業)

①地域の課題解決力を高める取り組み	
(★重点事業1) 地区版福祉SOSゲームの周知・啓発	地域共生推進課
②福祉の学習機会の充実	
福祉に関する各種出張講座の開催	生活福祉課
	障害福祉課
	地域共生推進課
	地域包括ケア課
	介護保険課
各種学級講座の実施(子育て講座、両親・母親学級 など)	子ども福祉課
	健康づくり推進課
	生涯学習課
市内大学と連携した講座の実施 (シルバーカレッジ、市民大学 など)	地域共生推進課
	生涯学習課
③福祉教育の充実	
小中学校における福祉教育の推進 (道徳教育、社会奉仕活動、福祉体験学習 など)	指導課
④福祉につながる意識啓発	
人権啓発の推進	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の推進	人権・男女共同参画推進課
多文化共生の地域づくりの推進	市民活動支援課



「地区版福祉SOSゲーム」

「福祉SOSゲーム」とは、「S：社会資源」、「O：お悩み」、「S：相談」の頭文字を合わせたもので、「地区内にある社会資源が記載された地図」と「様々な困りごとを抱える世帯の事例カード」を使用して、どうすれば困りごとを解決できるかグループワークを通じて話し合うことで、福祉に関する課題解決力を高める取り組みのことです。

令和元年度・2年度の2カ年で、市内13地区ごとに、地区版の社会資源マップと事例カードを作成しました。今後は、より多くの地域住民に体験してもらえよう、普及・啓発活動を行います。

※成果品は、資料編118ページ参照



「福祉SOSゲーム」研修会の様子

施策1-1-2

地域で活躍する人材を増やし、育てていきます

❖ 施策の方向性

地域福祉活動の担い手を増やすため、人材育成を目的とした研修や講座を充実させるとともに、地域住民の支え合い活動を支援します。

❖ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・まずは自分の興味がある活動に参加してみましょう。
- ・地域で活動する人の輪が広がるよう、各団体の活動内容を理解したり、協力する気持ちを持ちましょう。
- ・共通の悩みごとを抱えている人と交友を持ち、情報を共有しましょう。(困ったときの相談相手を見つけましょう)

❖ 地域住民等からの意見

- ・まずは身近なところ(ご近所)から、高齢者・子ども・障がいのある方が助け合って生きていける地域にしよう
- ・ボランティアグループを結成して、介護施設等で運動指導や歌を歌う活動を行っており、その活動にとってもやりがいを感じている



❖ 市で取り組むこと

- ・ボランティアの社会的役割や重要性を周知することで、活動してみたいと思う人を増やします。
- ・地域で活動してみたい、誰かの力になりたい、学んでみたいと思っている人向けに、活動を始めるための様々な研修や事業を実施し、地域で活躍する人材を育成します。
- ・ボランティア活動に応じたポイント制度や、サービスの受け手と担い手の調整など、地域で活動する人を増やしていくための仕組みづくりを充実させ、地域住民による支え合いを推進します。



④ 主な取り組み(事業)

①地域における担い手の役割や重要性の啓発	
ボランティア活動の促進（周知・啓発、社会福祉協議会・市民活動支援センターとの連携 など）	福祉総務課
	地域共生推進課
	市民活動支援課
②地域で活動する人材の育成	
民生委員・児童委員の担い手確保	福祉総務課
地域支え合い推進員の養成	地域共生推進課
認知症サポーター養成講座の実施	地域包括ケア課
担い手養成研修の実施	地域共生推進課
介護予防・フレイル予防に向けた取り組みの推進 （介護予防リーダー養成講座 など）	地域包括ケア課
自殺予防ゲートキーパー研修の実施	保健総務課 ころの健康支援室
食生活改善推進員の養成	健康づくり推進課
循環型生涯学習社会の担い手育成の支援 （生涯学習に携わるリーダーやボランティア など）	生涯学習課
③地域住民による支えあいの推進	
日本赤十字社が行う相互扶助活動への協力	福祉総務課
地域支え合い会議の充実	地域共生推進課
介護支援ボランティア制度の推進	地域共生推進課
ファミリー・サポート・センターの充実	子ども施策推進課



「生活支援体制整備事業」

少子高齢化の進行による一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯の増加に伴い、調理や清掃、買い物など、日常生活上のちょっとした困りごとに対する支援を必要とする高齢者が増えています。

こうした高齢者の方々が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「地域住民による支えあい活動（生活支援）を広げるための体制を整備する事業（生活支援体制整備事業）」を実施しています。

現在、支えあい活動の体制整備に向けた調整役として、有志の市民等から「地域支え合い推進員」を各地区に配置し、地域住民等と一緒に住民主体の生活支援サービスを検討するなど活動を広げています。

今後も、各地区の支え合い活動のさらなる充実を目指し、事業を推進していきます。



地域の支えあいを検討する会議
（地域支え合い会議）の様子

基本方針1-2

「みんながつながりをもてる地域づくり」

第3次計画における目指す姿

- すべての地域住民が住み慣れた地域で楽しく暮らし続けられるよう、地域住民同士が交流できる機会や場所を創出し、みんながつながりをもてる地域づくりを目指します。
- またそれらを実現するために、地域活動への参加促進と、地域で活動する団体の活動支援を行います。



これまでの主な取り組み

- ・地域住民と市が協働により地域の福祉課題について考える「越谷市地域支え合い会議」が発足し、各地区に広まりつつあります。また地域住民が主体となり運営されている「ふれあいサロン」の数が100カ所を超え、高齢者等の集いの場として活用されています。さらに、「障害者福祉センターこばと館」など、障がい者が地域で交流する場の充実を図りました。
- ・地域住民が主体となって運営している「子ども食堂」の取り組みが地域に広まりはじめ、子育て世帯のコミュニケーションの場として活用されるとともに、子どもの孤食を防ぐ役割を果たしています。
- ・地域活動団体等への活動支援の一環として、自治会長や民生委員・児童委員には活動をする際の指針を示した「ハンドブック」が配布されており、活動の一助となっています。

課題

交流・活動の場づくりと情報提供が必要

- ・市民アンケートでは、「NPOやボランティア等活動を進める情報・拠点等の基盤が整っているか」という問いに対し、「あまりできていない」、「ほとんどできていない」と回答した割合が65.0%となっており、交流や活動を行う場の整備や情報提供が不十分であるという意見が過半数を占めています。そのため、地域活動をより充実させるために、交流・活動を行うための場づくりと、その場についての情報提供が必要です。

■情報・拠点等の基盤

①できている ②ある程度できている	③あまりできていない ④ほとんどできていない	①+②	比較	③+④
NPOやボランティア等活動を進める情報・拠点等の基盤が整っている		11.5%	<	65.0%

● 団体活動を活性化させるための参加促進の取り組みが必要

・市民アンケートでは、「今後ボランティアやNPO活動を活性化させるために必要なこと」という問いに対し、「負担の少ない活動（時間的・体力的）にする」が33.2%で最も高くなっています。また、「元気な高齢者の参加を促す」という回答が31.4%、「若い人の参加を促す」という回答が25.9%と、参加促進に関する項目も上位を占めています。活動の負担軽減を図るために団体への活動支援を行うとともに、新たな担い手の参加を促進し、団体活動を活性化させることが必要です。

■ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等の活性化に必要なこと



施策1-2-1

地域における交流や活動の場をつくります

❖ 施策の方向性

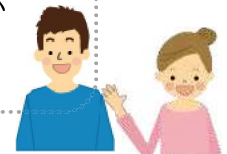
地域交流の充実を図るため、多様な交流の場、活動の場を確保するとともに、地域交流事業を推進します。

❖ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・ 関心のある交流や活動の場に参加し、地域住民同士で交流の機会を持ちましょう。
- ・ 地域における交流や活動の場づくりが、さらに広がるようできる範囲で協力しましょう。
- ・ 自治会館や既存の施設等を活用して共有の趣味を持つ人と集まり、交流の輪を広げましょう。(茶話会など、まずは簡単なことから)

❖ 地域住民等からの意見

- ・ 多様な世代が垣根を越えて交流することで、まちへの関心を高めよう
- ・ 地域交流が盛んに行われ、「孤」育てにならないような越谷市になったらいい
- ・ 多世代間の交流の場と機会をつくろう



❖ 市で取り組むこと

- ・ 高齢者、障がい者、子育て世代など、地域の人が気軽に集まれる、多様な交流の場や機会をつくります。
- ・ 既存の公共施設等を活用し、住民主体の交流・居場所づくりの支援を行います。
- ・ 現在行われている地域交流のイベントや取り組みを周知し、参加者を増やすことで活動の活性化を図ります。
- ・ 交流の場の運営や、地域交流のイベントを実施する際には、支援が必要な人（高齢者や障がい者等）が参加しやすいよう、当事者に意見を聴取するなどの工夫を行います。



② 主な取り組み(事業)

①多様な交流の場、活動の場の確保	
高齢者等の交流の場づくりの推進 (老人福祉センター、「ふらっと」がもう・おおぶくろ など)	地域共生推進課
障がい者の交流の場づくりの推進 (障害者福祉センターこぼと館 など)	障害福祉課
子育て世代の交流の場づくりの推進 (保育所、子育てサロン、地域子育て支援センター、保育ステーション、児童館 など)	子ども施策推進課
	保育施設課
	青少年課
多世代の交流の場づくりの推進 (地区センター・公民館、自治会館、市民活動支援センター など)	市民活動支援課
②地域交流事業の推進	
「ふれあいの日」を通じた地域交流の促進	障害福祉課
	子ども福祉課
放課後子ども教室事業の推進	青少年課



「地域子育て支援センター」

地域子育て支援センターでは、子育て中の親子の交流等を推進するため、子育て相談や子育て講座などを行っています。

現在市内14カ所の地域子育て支援センターが運営されており、専任の職員が、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等、様々な支援を行っています。



施策1-2-2

地域活動団体への参加促進と活動を支援します

施策の方向性

地域住民の団体活動への参加促進と活動支援を通じて、地域活動の活性化を図ります。

地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・自治会の「相互扶助」の仕組みを理解し、自治会に加入することで地域活動を盛り上げましょう。
- ・自分の地域の民生委員・児童委員や活動している団体等と、いざという時に気軽に相談できるように、日頃からつながりを持ちましょう。
- ・地域活動団体同士で、普段から横のつながりを持ち、地域の輪を広げましょう。
- ・社会福祉法人は地域公益活動に積極的に取り組み、地域に貢献しましょう。
- ・NPOやボランティア団体は、ホームページやSNSを通じて自分たちの活動をPRしましょう。

地域住民等からの意見

- ・参加している地域活動に、今後も積極的に携わりたい
- ・自治会員に若い世代を増やしたい。若い自治会員が活躍すれば、地域の活性化にもつながると思う



市で取り組むこと

- ・自治会活動の活性化に向けて、地域活動の中核を担う自治会への加入促進を図ります。
- ・活発に行われている地域活動が継続性をもって行われるよう、活動を引き継いでいく新たな担い手の育成に、活動団体や地域とともに取り組みます。
- ・地域活動団体の活動をより一層活性化するため、情報提供の充実や活動拠点の確保などの活動支援を行うとともに、活動団体同士や関係機関との横のつながりを強化します。



④ 主な取り組み(事業)

①地域活動団体への参加促進	
自治会への加入促進・啓発	市民活動支援課
②地域活動団体への活動支援	
民生委員・児童委員への活動支援	福祉総務課
日本赤十字社奉仕団への活動支援	福祉総務課
障がい者ボランティア団体等への活動支援	障害福祉課
介護予防・生活支援サービス（住民主体によるサービス） 実施団体への支援	地域共生推進課
自治会への活動支援	市民活動支援課
コミュニティ推進協議会への活動支援	市民活動支援課
市民活動団体の育成・活動支援	市民活動支援課
子育てサークル運営団体に関する周知	子ども施策推進課
子ども食堂運営団体に関する周知	子ども施策推進課
子ども会育成連絡協議会への活動支援	青少年課
学校応援団への活動支援	指導課
P T A 連合会への活動支援	生涯学習課
社会福祉法人の地域公益活動の促進	福祉総務課



「民生委員・児童委員」

民生委員・児童委員は、地域の方々から相談を受け、必要に応じ市役所や適切な福祉機関につなぐ「地域の身近な相談相手」です。本市では地域ごとに担当区域が割り振られており、400人を超える委員が活躍しています。福祉に関する困りごとがあるときは、担当の民生委員・児童委員にご相談ください。

また、民生委員・児童委員を紹介してもらいたい方は、市役所の福祉総務課へお問い合わせください。



地域の高齢者宅を訪問する様子

基本方針2-1

「連携・協働による支援の輪づくり」

第3次計画における目指す姿

- 地域における困りごとや相談に対して、分野を超えて対応し、関係機関が連携・協力する体制づくりと、庁内における連携強化による、包括的な支援体制づくりを推進します。



これまでの主な取り組み

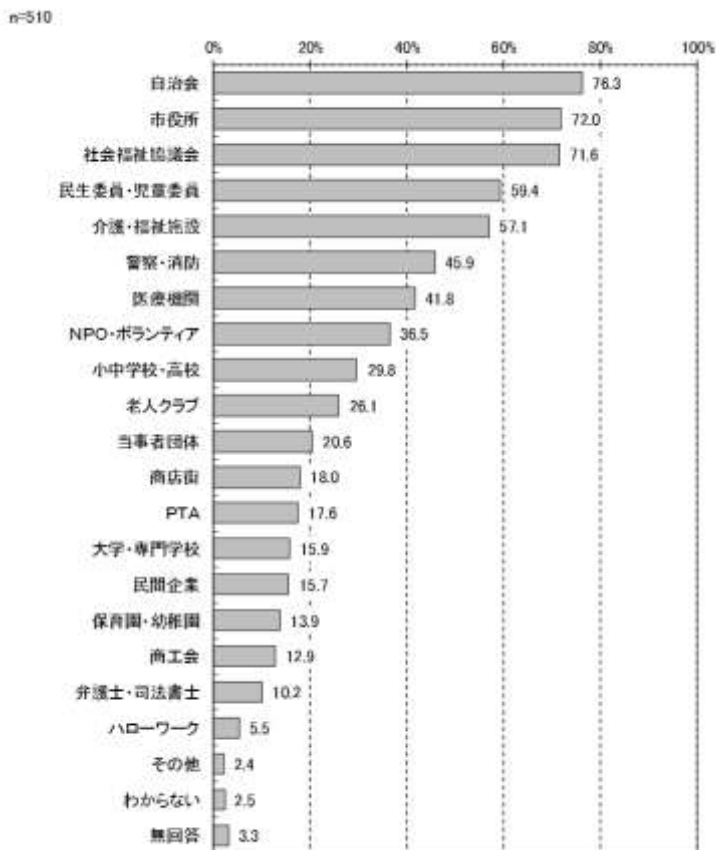
- ・地域包括支援センターを中心として、地域住民、ボランティア、民間の協力者等からの連絡により支援を必要としている人を把握し、適切な支援へつなげる仕組みとして「地域包括支援ネットワーク」ができました。
- ・越谷市社会福祉協議会が活動を支援しているボランティアの「福祉推進員」が中心となり、地区ごとに高齢者等が気軽に集まれる「集いの場」をつくらうとする活動が広まってきました。

課題

団体・専門機関との連携強化が必要

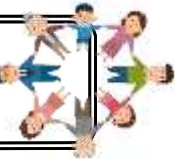
- ・合同団体ヒアリングでは、福祉の従事者から、市との情報交換を行う機会が不足していること、また同様に、福祉の従事者間でもコミュニケーションが不足していることなどが課題に挙げられています。地域における生活課題を適切に把握し解決するために、団体・専門機関との連携強化が必要です。
- ・また、団体アンケートでは、「地域福祉活動を推進するために、どのような機関とネットワーク形成が必要か」という問に対し、自治会、市役所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護・福祉施設という回答が上位を占めています。この5つが特に連携を意識することで、地域福祉の向上につながると考えられます。

■地域福祉活動を推進するためのネットワーク形成に必要な機関



施策2-1-1

身近な地域の中で団体・専門機関の連携を強化します



施策の方向性

地域における相談ごとを円滑に解決するため、福祉関係団体・専門機関の連携を強化します。

地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・地元の企業や商店などが率先して、地域内の様々なネットワークに関する取り組みや事業に協力しましょう。
- ・福祉関係団体・専門機関が一堂に会する会議等に積極的に参加することで連携を深めるとともに、地域課題の共有を図りましょう。
- ・福祉関係団体・専門機関が地域のイベントに参加することで、地域住民から、より身近に感じてもらえるような関係性を築きましょう。

地域住民等からの意見

- ・越谷市からの情報を多機関で共有できるような仕組みがほしい
- ・様々な分野の方々と顔合わせができる場があれば、多機関での相談がしやすくなると思う
- ・多分野の情報を集約する場所を決めておき、有事に備えることが重要だと思う

市で取り組むこと

- ・支援が必要な人の早期発見につなげるために、福祉関係団体・専門機関や民生委員・児童委員等と行政のネットワークの充実を図ります。
- ・地域福祉の推進役としての役割を期待される「社会福祉法人」との連携を強化し、公益的活動を行うための情報共有等を行います。
- ・地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会との情報共有と、地域福祉の推進に向けた連携強化を図ります。
- ・企業が持つ専門知識とネットワークを地域福祉の推進に活かせるよう、企業との包括連携協定を推進します。



② 主な取り組み(事業)

① 包括的な支援ネットワークの推進	
(★重点事業2) 地域福祉に係わる関係団体の交流・連絡の機会の創出	地域共生推進課
地域包括支援ネットワークの推進	地域包括ケア課
在宅医療・介護連携の推進	地域共生推進課
	地域包括ケア課
	介護保険課
	地域医療課
子育て支援ネットワークの推進	子ども施策推進課
	青少年課
	健康づくり推進課
社会福祉審議会の開催・運営	福祉総務課
	障害福祉課
	地域共生推進課
	子ども施策推進課
② 行政と関係機関との連携強化	
社会福祉法人、社会福祉協議会、民間団体等との連携強化	福祉総務課
	障害福祉課
	地域共生推進課
	地域包括ケア課
	介護保険課
市内大学との連携（実習生の受け入れ など）	関係各課
企業との包括連携協定の推進	関係各課



「合同団体ヒアリング」

今回の計画策定において、福祉の現場に従事する方々の声を反映するため、市内で地域福祉に関わる様々な活動団体・相談支援機関等を対象に、合同団体ヒアリングを実施しました。

ヒアリングでは、市内の困難事例や各団体の活動上の課題、地域の中で団体や専門機関が連携することの重要性等について、実体験を踏まえた具体的な話し合いが行われました。



合同団体ヒアリングの様子

基本方針2-2

「社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり」

第3次計画における目指す姿

- 地域のつながりにより、何かあった際（困難や悩みを抱えた場合など）に周囲が気づいたり、本人がためらわずに相談支援につながることのできる地域づくりを目指します。



これまでの主な取り組み

- ・「地域の身近な相談相手」である民生委員・児童委員が円滑に活動できるよう、市職員が民生委員・児童委員協議会の会議に参加し情報共有を図るなど、協力体制を構築してきました。
- ・「なんでも相談窓口」、「生活自立相談 よりそい」、「障がい者等相談支援センター」、「こころの健康支援室」、「子育て世代包括支援センター」、「女性・DV相談支援センター」など、多様な分野の相談支援窓口が設置され、市民への相談支援体制が充実しつつあります。
- ・「地域包括支援センター」が地区センター内等に移設され、高齢者の総合相談窓口がより地域に身近なものになりました。
- ・成年後見制度に関する需要の高まりを受け、本市では平成23年に社会福祉協議会内に「成年後見センターこしがや」が設置されました。

課題

相談支援体制の充実と支援を必要とする人を把握する仕組みの充実が必要

- ・市民アンケートでは、「支援制度の各分野について、対象者を支える仕組みが充実しているか」という問いに対し、「あまりできていない」、「できていない」と回答した割合が60.8%となっており、現行制度が不十分であるという意見が過半数を占めています。公的な相談支援機関の充実と、支援を必要としている人を把握する仕組みの充実の両輪により、支援の輪を広げていくことが必要です。

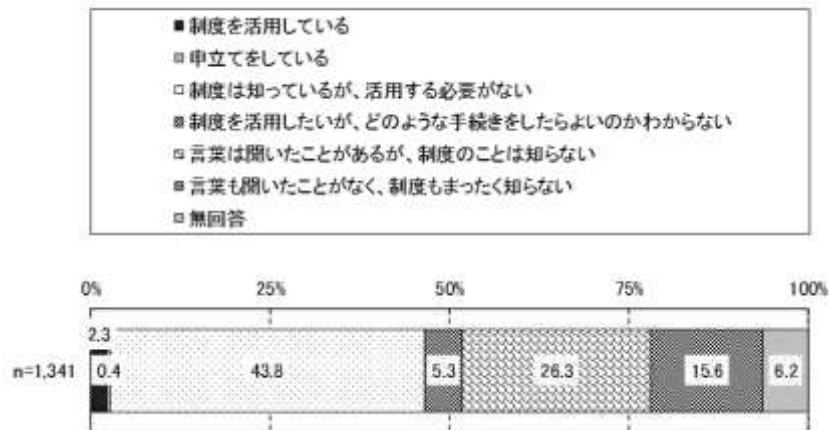
■対象者を支える仕組みの充実度

①できている	③あまりできていない	①+②	比較	③+④
②ある程度できている	④ほとんどできていない			
支援制度の各分野について、対象者を支える仕組みが充実している		15.2%	<	60.8%

●● 権利擁護の仕組みの推進と周知が必要

- ・市民アンケートでは、「成年後見制度について知っているか」という問いに対し、約4割の方が「聞いたことがあるが、制度のことは知らない」、「言葉も制度もまったく知らない」と回答しています。権利擁護に関する仕組みは利用者だけでなく周囲の理解も重要であるため、仕組みの推進と周知の両輪を進める必要があります。

■「成年後見制度」についての認知度



施策2-2-1

身近な地域での相談支援体制を充実させます

④ 施策の方向性

地域住民に身近な地域での相談支援体制を充実させ、地域生活課題に対し迅速に対応します。

④ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・地域の中でつながりを持ち、周囲に異変があった場合には、相談窓口等に連絡したり、当事者に相談先を紹介したりしましょう。
- ・何かあった際（困難や悩みを抱えた場合など）には、「周囲に迷惑がかかる」と考えず、まずは相談してみましょう。



④ 地域住民等からの意見

- ・福祉推進員が聞いた相談事例を共有できる場がほしい
- ・隣近所の付き合いを濃くして、子ども達を互いに預けられるような地域になったらいい

④ 市で取り組むこと

- ・身近な地域で気軽に相談できる場所の整備や、見守りや相談体制の充実を図ります。
- ・様々なニーズに対応できる相談窓口を整備し、市民にとってより身近で分かりやすいものとなるよう周知を行います。
- ・生活上の困難や悩みを抱えた人に対し、相談窓口で親身に相談に乗ることで、地域社会で自立した生活を送れるよう支援します。
- ・相談窓口で内容を包括的に受け止め、よりスピーディーな対応を行うための体制整備と、関連部署・分野との円滑な連携強化に努めます。



② 主な取り組み(事業)

①身近な地域での相談機会の充実	
民生委員・児童委員による見守りの充実	福祉総務課
オレンジカフェの設置	地域包括ケア課
まちかど介護相談薬局の充実	介護保険課
乳幼児育児相談、家庭訪問の充実	健康づくり推進課
	子育て世代包括支援センター
②様々なニーズに対応し専門的支援につなげる相談窓口の充実	
なんでも相談窓口の充実	生活福祉課
	北部出張所
基幹相談支援センターの設置	障害福祉課
障がい者等相談支援センターの充実	障害福祉課
地域包括支援センターの充実	地域包括ケア課
子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども福祉課
児童発達支援センターでの発達相談事業の充実	子ども福祉課
母子家庭等相談事業の充実	子ども福祉課
青少年相談室の充実	青少年課
子育て世代包括支援センターの充実	健康づくり推進課
	子育て世代包括支援センター
女性・DV相談支援センターの充実	人権・男女共同参画推進課
消費生活相談事業の充実 (特殊詐欺・悪質商法対策、消費生活問題 など)	くらし安心課
教育相談事業の充実 (いじめ、不登校対策、発達相談、就学相談 など)	教育センター



「障がい者等相談支援センター」

「障がい者等相談支援センター」は、年齢や障がいの種類、障害者手帳の有無を問わず、障がいに関することであればどなたでも利用できる相談窓口です。

仕事のこと、経済的なこと、将来のこと、人間関係のことなど、様々な困りごとや悩みごとについて、一緒に解決方法を考えます。

令和元年10月に増設し、現在、市内4カ所の障がい者等相談支援センターで支援を行っています。困りごとがあるときは、お住まいの地区の障がい者等相談支援センターにご相談ください。

施策2-2-2

支援が必要な人を把握する仕組みを推進します



④ 施策の方向性

地域で支援を必要としている人を把握し、アドバイスをしたり、適切な福祉機関につなげる仕組みづくりを推進します。

④ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・活動する人や団体同士が、何かあった際に連携できるよう、日頃からつながりをもつように心がけましょう。
- ・身近な地域で生活している市民同士が、互いに顔の見える関係を築き、いざという時の見守り・助け合いにつなげましょう。



④ 地域住民等からの意見

- ・地域コミュニティの希薄化により、以前より地域の情報が得られないようになっている
- ・地域の困難事例を民生委員・児童委員の助けによって、円滑に解決できたことがある

④ 市で取り組むこと

- ・地域で支援を必要としている人を把握する協力者（民生委員・児童委員等）と日ごろから連携を取ることで、地域のSOSを事前に察知し、適切な助言を行える仕組みづくりを推進します。
- ・地域の協力者が活動上の悩みを抱え疲弊しないように、市職員や地域の仲間が相談に乗ることで、負担を軽減できるような環境を整備します。
- ・支援が必要な人が適切な支援を受けられるよう、地域の中や庁内での関係組織（福祉・保健・医療・教育・労働・住宅等）間で顔の見える関係を築き、情報を共有し、連携強化を図ります。

② 主な取り組み(事業)

①支援が必要な人を把握する協力者との連携	
民生委員・児童委員との連携・協力体制の強化	福祉総務課
②支援が必要な人の地域生活を支援するための連携・情報共有・検討	
地域ケア会議の運営	地域包括ケア課
障害者地域自立支援協議会の運営	障害福祉課
要保護児童対策地域協議会の運営	子ども福祉課

コラム 「地域ケア会議」

地域包括ケアシステムを強化するため、各日常生活圏域において、どのような困難を抱えた個人や家族がいて、その個人や家族に対してどのようなサービスを提供すべきか、また、どのような地域資源が不足しているのかを継続して協議を行っています。

本市では、13地区ごとに各地区の地域包括支援センターが会議を主催し、医師や歯科医師、薬剤師、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、自治会長等が集まり協議を行っています。



「障害者地域自立支援協議会」

障がい者の地域における自立した生活を支援していくため、困難事例などの地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備、障がい者の権利擁護について協議を行っています。事業者、行政機関、保健福祉医療機関、相談員など様々な関係者で構成されています。

「要保護児童対策地域協議会」

子どもの虐待の発生予防・早期発見・早期対応等の在宅支援の強化を図るため、関係機関との協議・調整を行っています。

事業者、行政機関、警察、地域ボランティア等で構成され、代表者会議・実務者及び個別のケースに応じた会議等を行っています。

施策2-2-3

権利擁護における仕組みを推進します

➤ 施策の方向性

権利擁護に関する仕組みの充実と、適切な利用に向けた制度の周知を行います。

➤ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・ 成年後見制度など、権利擁護についての理解を深めましょう。
- ・ 虐待が疑われる家庭があった場合には、関係機関に連絡・通報をしましょう。
- ・ 権利擁護を担う人材（市民後見人等）を養成する研修に参加して、地域で活躍しましょう。

➤ 地域住民等からの意見

- ・ 虐待に気づいた人は、民生委員・児童委員に相談したり、児童相談所に通報しよう
- ・ 適切な支援ができるよう、普段から多機関で情報共有をすることが大切
- ・ 困っている人の情報が助けてい人（支援者）に伝わらないことがある



➤ 市で取り組むこと

- ・ 権利擁護を担う地域の人材（市民後見人等）の養成と制度の周知を行います。
- ・ 権利擁護に関する相談体制の充実や、制度の普及・啓発、地域内の連携ネットワークづくりを推進します。
- ・ 「虐待をしない、させない、見逃さない」体制を関係機関と連携して構築します。



② 主な取り組み(事業)

① 成年後見制度の普及と活用（成年後見制度利用促進計画） ※64～67ページ参照	
成年後見制度の利用促進	障害福祉課
	地域包括ケア課
市民後見人の養成	障害福祉課
	地域包括ケア課
② 虐待予防・防止のための関係機関の連携強化	
障がい者の権利擁護（差別解消・虐待防止）の推進	障害福祉課
高齢者の権利擁護の推進	地域包括ケア課
子どもの権利擁護の推進	子ども福祉課



「成年後見センターこしがや」



成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人が、財産管理や契約行為等で不当な被害を受けないよう、裁判所が選任した「成年後見人」が支援を行う制度です。

本市では社会福祉協議会内にある「成年後見センターこしがや」で、制度の詳細な内容や利用方法など、成年後見制度に関する様々な相談を受けています。

◆成年後見制度の普及と活用(越谷市成年後見制度利用促進計画)

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより判断能力の不十分な人のために後見人を選任し、権利保護や財産管理の支援を行う仕組みです。平成28年(2016年)5月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(「成年後見制度利用促進法」)が施行され、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

本市では、成年後見事業として、①普及啓発、利用相談などを行う成年後見制度利用援助事業、②利用者と同一目線できめ細かな支援ができる市民後見人を養成し活動支援を行う市民後見人養成事業、③市長申立や後見人への報酬助成などを行う成年後見制度利用支援事業を行っています。

今後、高齢化の急速な進展により、認知症を患う高齢者や、身寄りのない高齢者など、成年後見制度を必要とする人が増加することが見込まれます。そのため、さらなる制度の普及や活用を図っていきます。

【越谷市内の成年後見制度利用状況】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
申立件数(件)※	58	54	61	75	61
うち市長申立件数(件)	9	17	9	17	11
利用者数(人)※	274	290	314	345	358

※さいたま家庭裁判所提供資料による。任意後見を含めた件数。(各年度12月31日時点)

1 成年後見制度の利用促進

《現状》

成年後見制度の周知が進むにつれ、制度の利用者は増加傾向にあります。「成年後見センターこしがや」への相談件数も、年々増加しており、特に、相続問題や消費トラブル、経済的虐待など、複雑な問題を含んだ権利擁護の相談が増加しています。

【成年後見センターこしがやへの相談件数】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
成年後見センターこしがやへの相談件数(件)	648	647	698	1,027	902

《課題》

【専門職とともに権利擁護支援を行う体制が無い】

これまでは、「成年後見センターこしがや」と市役所の関連部署が中心となって、専門職(行政書士や司法書士、社会福祉士、社会保険労務士、税理士、弁護士など)から意見を聴きながら、成年後見制度の周知や利用等について検討を行ってきました。しかし、相談件数の増加や複雑な問題を含んだ相談に対応するためには、相談受付の段階から、専門職と連携・協力して積極的な支援策を検討していく必要があります。

《課題を踏まえた今後の取り組み》

地域連携ネットワークの構築による、支援体制の充実

関連機関が連携・協力し合い、広報、相談、制度利用促進、後見人支援を行う権利擁護支援のための地域連携ネットワーク※を構築します。また、ネットワークの構築において、以下の重点的取り組みを進めます。

※地域連携ネットワークとは

市民及び地域とともに、行政機関や地域の様々な専門職などが繋がり、権利擁護の支援を行ったり、地域の課題を検討・解決していく仕組みです。

- 権利擁護が必要な人を発見し、支援を行います
- 困りごとを抱える人が、早い段階から相談できる体制の整備を行います
- 意思決定の支援や、すみやかに身上の保護ができる体制を構築します

重点的取り組み ①

地域連携ネットワークの中核となる機関（以下、「中核機関」という。）を整備し、4つの機能を主導する役割を持たせます。

広報機能

- ・パンフレットの作成、講演会や出前講座、研修会などによる成年後見制度の普及啓発 既存
- ・相談者別（本人、親族、地域住民向け）パンフレットの作成 拡充
- ・福祉関係者向け研修会の開催 拡充

相談機能

- ・成年後見制度の利用相談や必要な支援策の検討 既存
- ・専門的な知見を踏まえた、相談受付や支援策の検討 拡充
- ・任意後見制度の利用相談及び監督人選任の検討 新規

成年後見制度利用促進機能

- ・申立てに必要な手続き支援 既存
- ・専門職からの意見を聴取する会議（ケース検討会議）の開催 拡充（開催回数の増加）

後見人支援機能

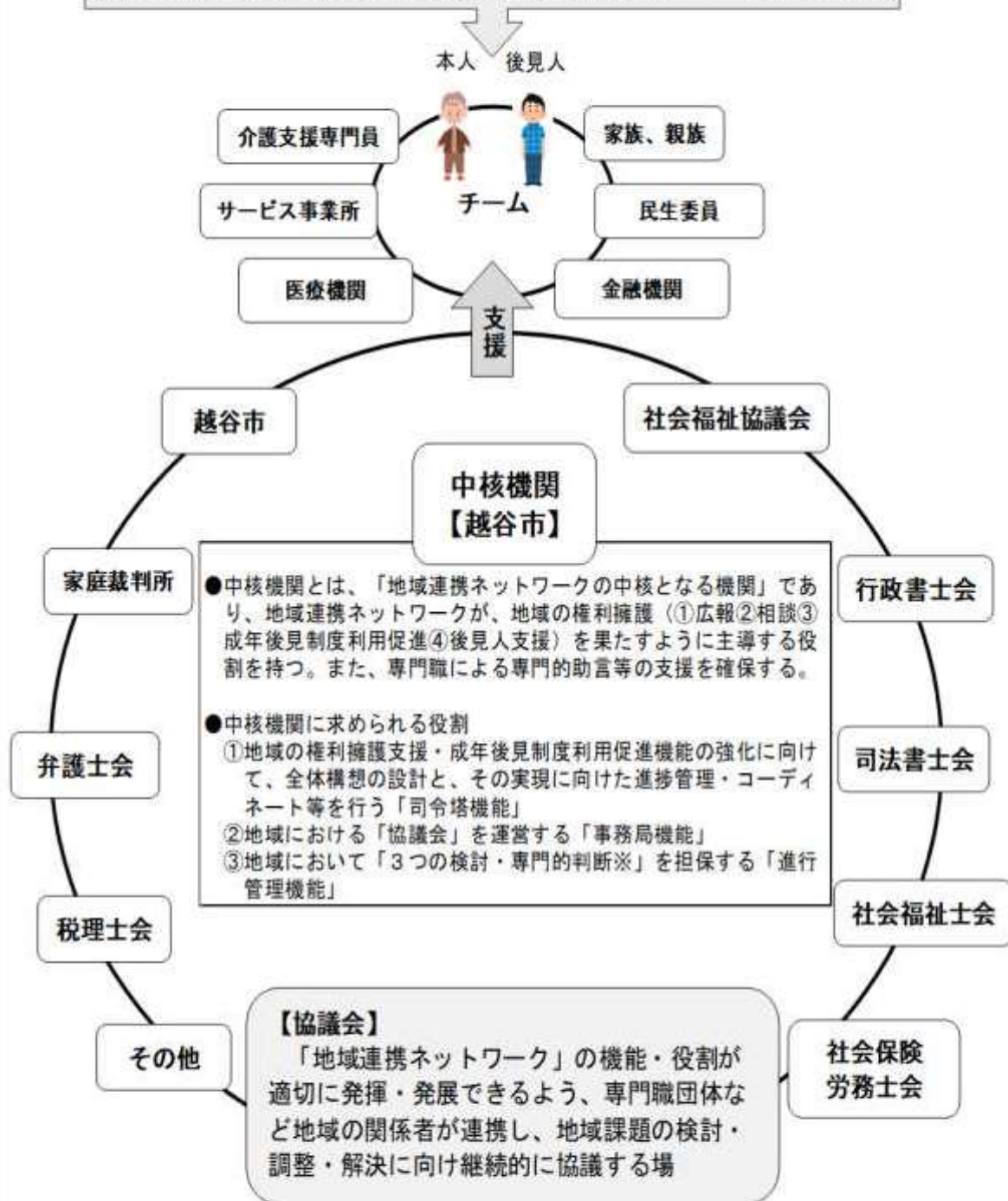
- ・後見人等からの相談支援 拡充
- ・後見人向け研修会の開催 拡充
- ・後見人交流会（親族、専門職、市民後見人）の開催 新規

重点的取り組み ②

行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、専門職団体等の関係機関と地域の課題を検討・調整・解決するための会議（協議会）を開催します。 新規

地域連携ネットワークのイメージ

高齢、障がいを問わず、権利擁護支援の連携ネットワーク（総合的な権利擁護体制）を構築し、誰もが安心して地域で暮らせるまちづくりを目指す。



※中核機関では「3つの検討・専門的判断」を行う場としてケース検討会議を開催する

- ①「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」
- ②「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」
- ③「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」

2 市民後見人の養成

《現状》

制度の担い手となる後見人には、行政書士や司法書士、社会福祉士、社会保険労務士、税理士、弁護士などの専門職や、配偶者や親、子、兄弟、市民後見人が家庭裁判所によって選任されています。

制度の利用者が増え続けているなか、後見人の不足が懸念されます。地域における専門職の人数には限りがあるため、利用者と同じ目線できめ細かな支援ができる市民後見人の養成が求められています。

【市民後見人の養成状況】

	H25年度	H28年度	H30年度
市民後見人養成研修受講者数（人）	29	12	8

【市民後見人の活動状況】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
市民後見人候補者名簿の登録者数（人）	20	28	27	34	34
市民後見人活動者数（人）	5	8	10	12	17

《課題》

【市民後見人の不足が見込まれている】

平成25年、28年、30年に市民後見人養成研修を実施し、これまでに49人が研修を修了し、令和元年度末時点で17人が市民後見人として活動をしています。継続した周知活動を行ってきましたが、受講者数は減少傾向であり、成年後見制度の持続性の確保のため、受講者数を増加させる取り組みが必要です。

《課題を踏まえた今後の取り組み》

市民後見人の養成

市民後見人のさらなる養成のため、以下の重点的取り組みを進めます。

重点的取り組み ①

参加しやすい市民後見人養成研修とします。

- ・市民後見人の活動を分かりやすく伝える内容のパンフレットの作成 拡充
- ・幅広い世代の方が受講できるよう年齢制限を緩和 拡充
- ・働いている方も受講しやすいよう研修期間や開催時間・曜日を変更 拡充
- ・基礎研修の一部のみ受講可能とする聴講生の受け入れ 新規

重点的取り組み ②

市民後見人が安心して活動できる環境を整備します。

- ・就任時における、市民後見人候補者の負担軽減を目的とした支援 既存
- ・市民後見人、あるいは市民後見人候補者向けの研修の実施 既存
- ・市民後見人相互の悩みを解消することを目的とした交流会の開催 新規

基本方針2-3

「福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり」

第3次計画における目指す姿

- 福祉を取り巻く環境の変化、ニーズの高まりや多様化などに応じ、さらなる福祉サービスの質の向上やサービスに関する情報提供の充実を目指します。



これまでの主な取り組み

- ・福祉制度について、新たな制度や仕組みができた際には、各事業担当課が「広報こしがや」や「ホームページ」等を活用し、周知を行ってきました。
- ・手話通訳者・要約筆記者の派遣事業の推進を図るなど、障がい者の情報保障の充実を図りました。
- ・「第三者評価システム」や「福祉保健オンブズパーソン制度」など、サービス利用者が不利益を被らないようにするための制度が充実しつつあります。
- ・平成27年の中核市移行に伴い、社会福祉施設・事業所の指導監査に関する事務が県から市へ移譲され、市が主体的に行えるようになりました。

課題

支援を必要とする人に必要な情報を提供することが必要

- ・市民アンケートでは、「困った時に情報を得たり相談することができるか」という問いに対し、「あまりできていない」、「できていない」と回答した割合が57.9%となっており、情報の取得に不安を持つ方の割合が過半数を占めています。多種多様な情報提供ツールを活用することで、市民が必要な情報を必要な時に取得できる仕組みをつくる必要があります。

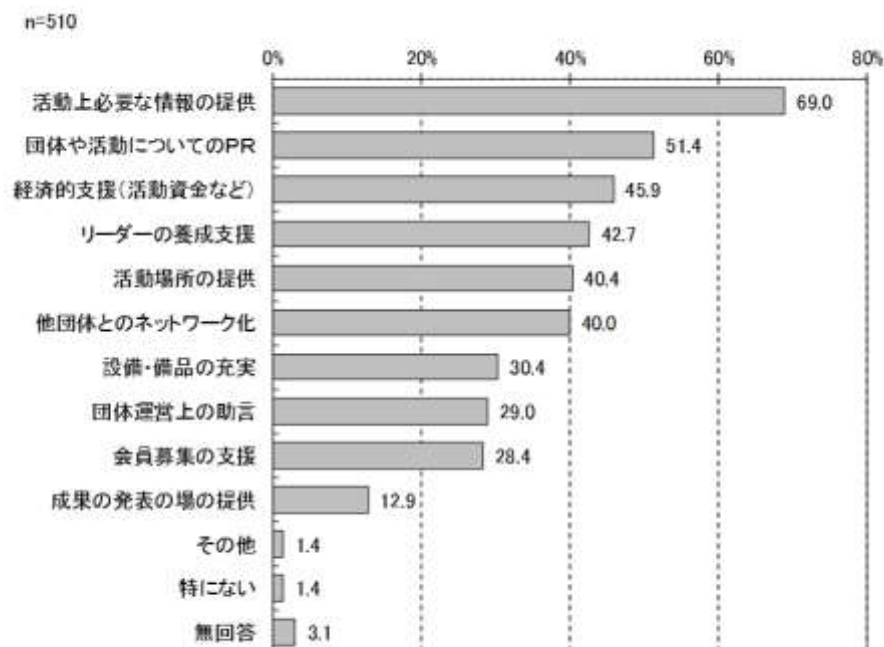
■情報提供の充実度

①できている	③あまりできていない	①+②	比較	③+④
②ある程度できている	④ほとんどできていない			
困った時には情報を得たり相談することができる		21.8%	<	57.9%

地域福祉の担い手に対しても情報提供が必要

・団体アンケートでは、「地域福祉を担う主体に対して、市役所・社会福祉協議会はどのような支援をすればいいか」という問いに対し、「活動上必要な情報の提供」と回答した割合が、69.0%と最も高い回答割合を占めています。地域福祉の担い手は、支援を必要とする人たちにとっては最も身近な相談者であるため、担い手の活動がより円滑に行えるような情報提供を行うことが必要です。

■地域福祉の担い手に対して必要な支援



さらなる福祉サービスの質の向上が必要

・市民アンケートでは、「情報が公開され、事業者は提供サービスの質の向上に取り組んでいる」という問いに対し、「あまりできていない」、「できていない」と回答した割合が52.5%となっており、提供される福祉サービスの質に不満を持つ方の割合が過半数を占めています。利用者や第三者からの評価を参考にしながら、現行制度のさらなる質の向上を図ることが必要です。

■福祉サービスの充実度

①できている	③あまりできていない	①+②	比較	③+④
②ある程度できている	④ほとんどできていない			
情報が公開され、事業者は提供サービスの質の向上に取り組んでいる		22.9%	<	52.5%

施策2-3-1

情報提供を充実させます

④ 施策の方向性

支援を必要とする人が、必要としている情報を入手できるよう、様々な媒体を活用した情報提供を行います。

④ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・手話や要約筆記等の様々なコミュニケーションの取り方や、情報の入手方法に対する理解を深めましょう。
- ・地域の中で、身近な人が支援を必要としたり困っている場合は、相談先やサービスに関する情報を紹介してあげましょう。

④ 地域住民等からの意見

- ・相談したい機関が分かるよう、助言をしてくれる相談員を配置してほしい
- ・必要な情報がすぐ得られるように、分かりやすい情報の提供をほしい



④ 市で取り組むこと

- ・誰でも必要な福祉サービスに関する情報が分かりやすく得られるよう、「広報こしがや」や市のホームページ、各分野で作成する冊子など、多様な媒体を用いて情報提供を行います。
- ・重要な制度については、説明会や出張講座も活用し、積極的に市民への啓発活動を行います。
- ・特に高齢や障がいにより、情報収集や意思疎通が困難な方でも、「情報バリアフリー」となるよう推進を図ります。
- ・多言語での広報紙を発行するなど、外国人市民への市政情報の提供や、地域での多文化共生の啓発に努めます。



② 主な取り組み(事業)

① 広報媒体等の積極的な活用	
広報こしがや、市ホームページ、各種行事等を通じての福祉に関する啓発・広報活動の実施	関係各課
広報媒体等を活用した積極的なPR活動の実施 (あんしん介護保険、認知症支援ガイドブック など)	関係各課
② 制度説明会・講習会の積極的な活用	
制度説明会・講習会の積極的な開催	関係各課
③ 誰にでも必要な情報が届く提供体制の充実	
手話通訳者・要約筆記者の派遣	障害福祉課
「こしがや子育てネット」を通じた子育て情報の提供	子ども施策推進課
多言語による情報発信 (コシガヤメッセンジャー)	市民活動支援課



「コシガヤメッセンジャー」 Koshigaya Messenger

「コシガヤメッセンジャー」とは、毎月の「広報こしがや」お知らせ版より、外国人市民の方に役に立つ情報を選び、4つの言語(やさしい日本語・英語・フィリピン語・中国語)に翻訳したものです。

毎月、市役所庁舎内、市内鉄道の全駅、市内公共施設(図書館、児童館、地区センターなど)や学校等で配布されています。



施策2-3-2

サービスの質を向上させます

➤ 施策の方向性

サービス利用者がより質の高い福祉サービスを受けられるよう、サービスの質の確保や、苦情解決のための仕組みの充実を図ります。

➤ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・一人ひとりが制度について理解を深め、必要に応じて適切なサービスを活用できるようにしましょう。
- ・地域とサービスを提供する事業所が、地域活動やイベント等を通じて関わり合いをもつよう心がけましょう。



➤ 地域住民等からの意見

- ・多分野が顔を合わせる機会をつくることでサービスのニーズを知ることができると思う
- ・相談者がワンストップで支援や説明が受けられるような仕組みがほしい



➤ 市で取り組むこと

- ・福祉サービス第三者評価制度について、より多くの事業者の受審を促進することで、地域住民の多様化・複雑化する支援ニーズに対応できる福祉サービスの提供体制の整備を図ります。
- ・サービス事業者が適切な運営ができるよう、適切な指導に努めます。
- ・サービス利用者や家族に対して、苦情解決制度等の仕組みについて説明したり、施設内の掲示を促し、周知に努めます。

② 主な取り組み(事業)

①福祉サービスの質の確保と向上	
第三者評価システムの活用促進	介護保険課
	障害福祉課
	保育施設課
福祉施設・事業所への指導の実施	福祉総務課
介護フェスタ等を通じた福祉人材の確保	地域共生推進課
	介護保険課
②苦情を解決する仕組みの充実	
福祉保健オンブズパーソン制度の推進	福祉総務課
社会福祉施設等における苦情解決制度の活用促進	介護保険課
	子ども施策推進課
	保育施設課
	青少年課



「福祉保健オンブズパーソン制度」

市やサービス提供事業者に対する苦情に対し、公正・中立な立場で迅速に対処するため、オンブズパーソン（福祉保健関係を専門とする人）が、サービス利用者からの苦情申し立てを受け、福祉保健サービスに対する苦情に公正・中立な立場で対処します。



基本方針3-1

「多様な生活課題への支援に向けた体制づくり」

第3次計画における目指す姿

- 複雑・多様化する地域課題に対応するため、世帯や対象者の状況に応じたきめ細かい支援を行うとともに、その世帯や一人ひとりの自立につながるよう、関係機関の連携のもと、状況に応じ相談者に寄り添い、関わりを持ち続ける伴走型支援を行うことを目指します。



これまでの主な取り組み

- ・平成27年4月から「生活自立相談 よりそい」の相談窓口を市役所に設置しました。これにより、生活困窮者に対する相談支援体制が充実しました。
- ・生活保護受給者及び生活困窮世帯の中高生とその保護者を対象とし、「貧困の連鎖」を防止することを目的として、平成27年4月から「子どもの学習・生活支援事業」を行っています。
- ・平成31年3月に「越谷市いのち支える自殺対策推進計画」が策定され、自殺を防ぐための体制づくりを推進しています。

課題

複合課題に対応するための環境整備が必要

- ・市内の検討委員会では、地域住民からの相談内容が複雑・多様化する中、1つの窓口だけでは解決できない問題が増えていること、担当すべき部署がすぐに決まらないことなどが課題として挙げられています。普段から市役所の担当者同士が情報共有を行うしくみの構築や、複合課題を抱えるケースの検討会を設けるなど、そのような事案に迅速に対応するための環境整備が必要です。

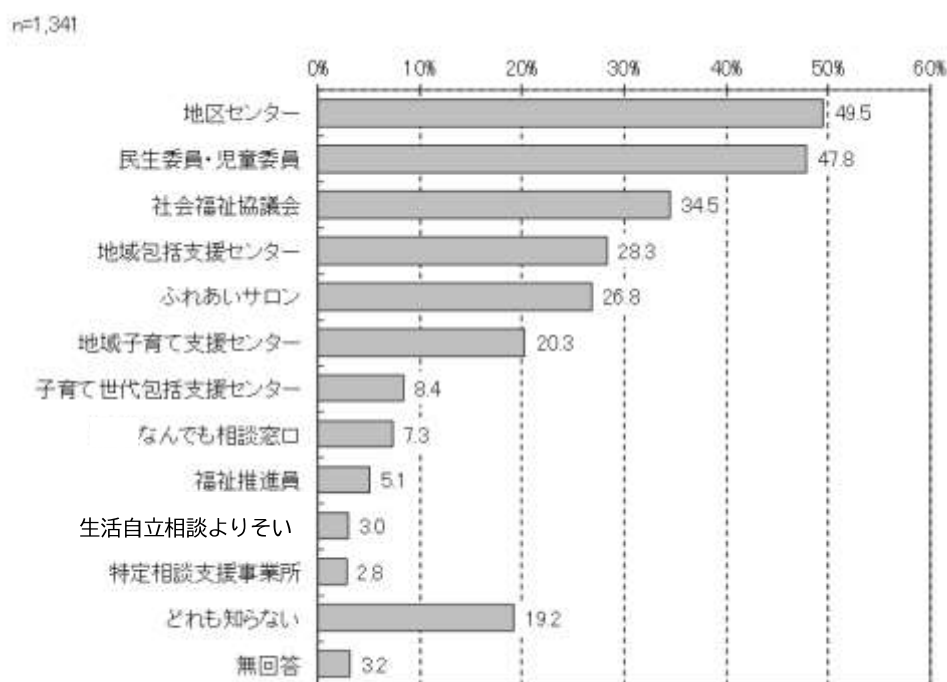
相談者の自立に向けた伴走型の支援が必要

- ・国の「地域共生社会推進検討会」（令和元年度に開催）では、相談者が抱えた問題を解決し、その後自立を促すためには、相談者に対し寄り添い、関わりを持ち続ける「伴走型支援」が必要だと言われています。本市でも福祉専門職の職員育成を継続し、伴走型の支援を行える体制をどのようにすれば整備することができるか、検討することが必要です。

多様な生活課題を抱えている人たちの相談窓口を周知することが必要

- ・市民アンケートでは、「地域福祉の拠点や組織を知っているか」という問いに対し、「子育て世代包括支援センター」、「なんでも相談窓口」、「生活自立相談よりそい」などの認知度が1桁%台にとどまっていることが分かります。相談窓口を整備したとしても、その情報が市民に行き届いていない現状があるため、整備と合わせて周知を行うことが、より一層必要です。

■地域福祉の拠点や組織の認知度



庁内連携の強化が必要

- ・庁内の検討委員会では、ひきこもり支援や「8050問題」など、複雑・多様化する地域課題に対応するために、分野横断型の相談支援体制を構築すべきという意見が挙がっています。複合課題や制度の狭間の問題に迅速に対応し、また複数課が関わる施策を円滑に実施するために、庁内連携の強化が必要です。



施策3-1-1

複雑な地域課題へ横断的に対応します

施策の方向性

相談窓口の整備と市内連携の充実を通して、複雑な課題を抱えた市民の相談に迅速で横断的に対応します。

地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・制度や相談窓口について知るとともに、身近に生活課題を抱える人がいた場合には話を聞き、必要に応じて適切なアドバイスをしましょう。
- ・地域課題が複雑・多様化している現状を理解し、悩みを抱えている人に寄り添う心を持ちましょう。

地域住民等からの意見

- ・いざという時のために、普段から多分野の機関や民生委員・児童委員との関わりをつくろう
- ・各問題を横断的に対応できない(高齢化と待機児童など)現状が課題である

市で取り組むこと

- ・関係機関との連携によるワンストップ支援に取り組み、迅速な支援に努めます。
- ・複合課題を抱えた市民にとって相談しやすい環境を整えるため、相談窓口の明確化に努めます。
- ・複合課題を抱えた市民が地域で安定して自立した日常生活を送れるよう、課題把握を行い、本人の主体性を尊重しながら支援を行います。
- ・地域住民に様々な制度や相談窓口があることを周知します。
- ・犯罪や非行のない安全で住みやすい地域をつくるため、更生保護団体と連携し、地域における犯罪の予防・啓発活動を実施します。



④ 主な取り組み(事業)

①生活困窮者自立支援事業の推進（越谷市生活困窮者自立支援方策）※78・79ページ参照	
生活困窮者自立支援事業の推進（自立相談支援、住居確保給付金の給付、家計改善支援、子どもの学習・生活支援）	生活福祉課
②自殺予防やひきこもり対策の充実	
自殺対策事業の推進	保健総務課こころの健康支援室
ひきこもり支援体制の構築	保健総務課こころの健康支援室 生活福祉課
③介護者の負担軽減につながる事業推進	
レスパイトサービスの利用促進	障害福祉課
	地域包括ケア課
	介護保険課
	子ども福祉課
④虐待や暴力の予防・防止	
DV被害者支援と児童虐待との連携強化	子ども福祉課
	人権・男女共同参画推進課
	教育センター
⑤「貧困の連鎖」の防止	
子どもの学習・生活支援の充実	生活福祉課
	子ども福祉課
	教育センター
⑥障がい者の地域生活支援の推進	
地域生活支援拠点等の整備	障害福祉課
⑦再犯防止に向けた活動の推進（越谷市再犯防止推進計画）※80・81ページ参照	
再犯防止推進計画の事業推進	福祉総務課

※複雑な地域課題に対しては、1つの課では課題解決に導けないことが多いため、必要に応じて「庁内連携会議」（83ページ参照）を活用し、複数の課で連携し対応していきます。



生活自立相談よりそい

本市では、生活困窮者自立支援事業の一環として、市役所内に「生活自立相談よりそい」の窓口を設置しています。

「生活自立相談よりそい」では、失業等による経済的な問題、家庭や健康上の問題などでお困りの方からの相談を受け、自立に向けた継続的な支援を行います。

（例えば…）

- ・長い間仕事から離れており、仕事がなかなか見つからない方や、仕事の見つけ方が分からない方。
- ・ローンや借金の返済が多く困っている方。



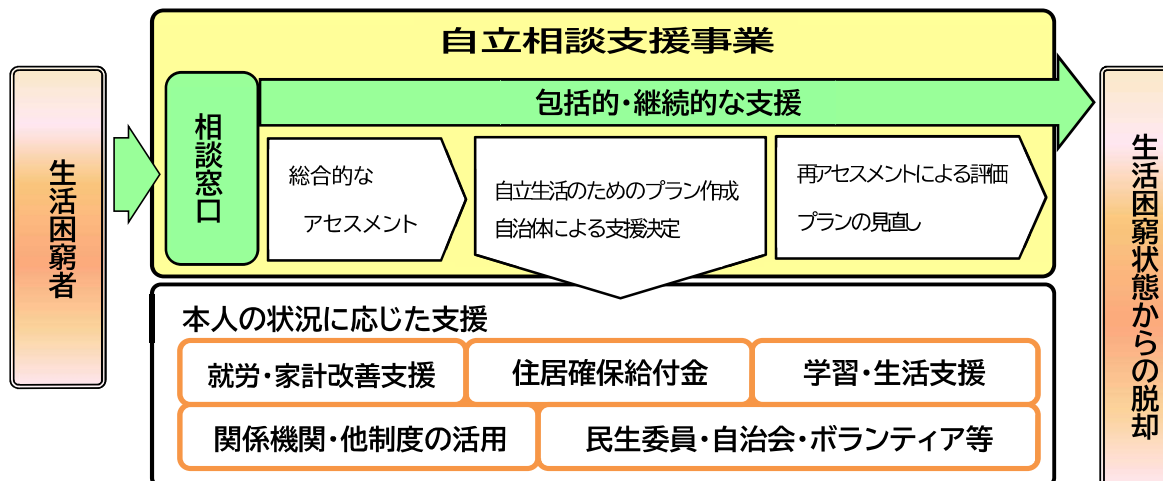
◆生活困窮者自立支援事業の推進(越谷市生活困窮者自立支援方策)

生活困窮者自立支援方策については、平成26年3月27日(社援0327発第13号)厚生労働省社会援護局通知の中で、地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、具体的に盛り込むべき事項として示されていることから、第3次越谷市地域福祉計画にその方策について以下のとおり示します。

《制度の概要》

- ・近年、稼働年齢層(15歳から64歳)を含む生活保護受給者の増加や非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加しています。
- ・このような状況の中、平成25年12月に生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)が成立し、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が施行されました。
- ・この制度は、生活保護受給世帯における「貧困の連鎖」に対応するため、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する第2のセーフティネットの充実・強化を図るものです。
- ・本市では、自立相談支援、家計改善支援、住居確保給付金、子どもの学習・生活支援を行っています。

《生活困窮者自立支援制度》イメージ図



《課題》

【庁内関係各課所との連携・情報共有が必要】

- ・生活困窮者自立支援事業を効果的に行うためには、庁内関係各課所との連携・情報共有が不可欠です。

【生活困窮者が抱える複合課題を把握し、継続的に支援することが必要】

- ・生活に困窮する方は多くの場合、経済的な問題のほか、親の介護、子育て、教育など、様々な課題を有しています。対象者が抱える問題を解決するためには、一つの問題を解決すれば良いのではなく、再び困窮状態にならないように、継続して支援できるかが重要となります。

【支援事業の周知が必要】

- ・子どもの学習・生活支援事業については、生活保護世帯に対し、保護開始時と、その後も利用していない場合には随時利用を促していますが、利用者は対象者の約30%にとどまっています。子どもたちの「貧困の連鎖」を断ち切るために、多くの対象者に事業を周知し、利用してもらうことが必要です。

《課題を踏まえた今後の取り組み》

課題を踏まえ、本市では以下の3点を重点項目として取り組みます。

① 関係各課、相談支援機関の連携強化と情報共有による生活困窮者の把握

- ・生活困窮者の実態を把握するため、各相談支援機関と協力し積極的な訪問を行います。
- ・学校や各相談支援機関との連携を強化し、ひきこもりや子どもがいる生活困窮世帯の把握に努めます。
- ・関係各課の連携（庁内連携会議等）を図り、情報共有を行うことにより、効果的な支援プランの作成に努めます。

② 経済的自立に向けた継続的な支援

- ・関係各課、各相談支援機関の連携を密にし、継続的な支援を行うことにより、複雑化する問題の解決に努めます。
- ・生活自立相談窓口や、ハローワークなど、就労関係機関との連携を図り、生活困窮者の経済的自立に努めます。
- ・社会資源の活用（就労先の開拓）、社会参加の場づくり（訓練事業所の指定）に取り組みます。

③ 支援事業の周知と利用促進

- ・民生委員・児童委員や地域住民に広く制度を周知することにより、生活困窮者への情報提供の機会充実を図ります。
- ・対象となる子どもがいる生活保護世帯や生活困窮世帯に対し、制度の周知を行い子どもの学習・生活支援の利用を促進します。

◆再犯防止に向けた活動の推進(越谷市再犯防止推進計画)

《計画策定の趣旨》

- ・近年、犯罪をした人の再犯率が上昇する中、国は国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成30年4月に「再犯防止推進計画」を策定しました。
- ・犯罪をした人の再犯を防止するためには、就労、住居、保健医療、福祉等、生活するうえで一番身近な市町村の社会復帰に向けた支援が重要であることから、この度、本市の実情を踏まえた「越谷市再犯防止推進計画」を策定し、地域福祉計画に盛り込むものです。

《現状》

- ・日本国内の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えました。国は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15年に「犯罪対策官僚会議」を設置し、その結果、平成15年以降刑法犯の認知件数は14年連続で減少、平成28年に戦後最小となりました。
- ・一方で、検挙人員における「再犯者」の割合は一貫して上昇し続け、平成30年には統計を取り始めて以降最も高い、48.8%となっています。
- ・本市についても国と同様に再犯率は高い数値となっており、平成29年は統計開始後最大の54.9%となっています。

(全国)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
再犯率	48.0%	48.7%	48.7%	48.8%

(出典：犯罪白書データ)

(越谷市)

刑法犯	平成29年	平成30年	令和元年
初犯者	235人	302人	302人
再犯者	286人	341人	341人
合計	521人	643人	643人
再犯者率	54.9%	53.0%	53.0%

(出典：法務省提供データ)

(埼玉県)

刑法犯	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
初犯者	6,599人	6,206人	6,077人	5,935人	5,640人
再犯者	6,661人	6,533人	6,001人	5,942人	5,657人
合計	13,260人	12,739人	12,078人	11,877人	11,297人
再犯者率	50.2%	51.3%	49.7%	50.0%	50.1%

(出典：法務省提供データ)

《課題》

【社会復帰をする際に、再び能力を発揮するための場づくりが必要】

- ・犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援を要する方もいます。また、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから再び犯罪をする人も多くいます。再犯をした人のうち、約7割が無職で、また出所時に約2割の人は帰住先がないという状況です。このように不安定な就労状況や生活環境が再犯リスクに結びつきやすいことから、更生し、社会復帰を目指す人が、その能力を発揮するための就労・居住環境の整備が必要です。

【社会復帰を目指す人を支える周囲の協力と理解が必要】

- ・再犯の防止のためには、犯罪をした人が犯罪の責任を自覚し、犯罪被害者の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することが重要です。一方で、犯罪をした人が、貧困や疾病、嗜癖、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など、様々な生きづらさを抱えていることを周囲が理解し、社会復帰を目指すうえで、地域社会で孤立しないように国、市、民間協力者、地域住民が協力して取り組みを行うことが必要です。

《課題を踏まえた今後の取り組み》

- ・課題を踏まえ、本市では以下の3点を重点項目として取り組みを実施します。

① 更生保護団体、非行防止の関係機関との連携・支援の充実

社会復帰を目指す人たちの相談に乗り援助を行っている「更生保護団体」や、非行防止に関する取り組みを行っている関係機関との連携を密にし、地域全体で社会復帰を目指す人を支える環境をつくります。

【主な取り組み】

- | | |
|--|-------|
| ・保護司会、更生保護女性会との連携強化・支援の充実 | 福祉総務課 |
| ・更生保護サポートセンター（管内市町更生保護団体の連携拠点）に対する運営支援 | 福祉総務課 |
| ・市町村再犯防止等推進会議（法務省主催）への参加 | 福祉総務課 |
| ・青少年指導員との連携強化・支援の充実 | 青少年課 |

② 広報・啓発活動を通じた犯罪防止や更生活動への理解促進

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じ、犯罪の防止や更生活動に関する地域での理解を促進します。

【主な取り組み】

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ・社会を明るくする運動の推進 | 福祉総務課・青少年課 |
| ・更生保護団体と小中学校との連携推進 | 福祉総務課・指導課 |
| ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動への協力、薬物依存の相談 | 生活衛生課・保健総務課こころの健康支援室 |
| ・犯罪防止街頭キャンペーンの実施 | 越谷警察署 |

③ 就労・居住支援の充実

社会復帰を目指す人たちが社会から孤立せず、自らが生計を立て自立した生活を行えるよう、就労・居住の支援関係者と連携し、機会を創出します。

【主な取り組み】

- | | |
|-----------------|-------|
| ・ハローワークとの連携強化 | 関係各課 |
| ・生活困窮者自立支援事業の促進 | 生活福祉課 |
| ・協力雇用主登録事業の促進 | 福祉総務課 |

施策3-1-2

適切な支援に結びつけるために、庁内連携を強化します

④ 施策の方向性

悩みごとを抱えた市民に適切な支援を提供できるよう、庁内連携を強化します。

④ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・悩みを抱えたときは一人で抱え込まず、市役所や適切な福祉機関に相談しましょう。
- ・困りごとを相談できる地域の親しい友人をつくりましょう。



④ 地域住民等からの意見

- ・多分野の相談を取り次ぐことができるよう、市役所の横の連携を強化してほしい
- ・市役所から情報を得やすい環境をつくってほしい

④ 市で取り組むこと

- ・複雑な地域課題や制度の狭間の問題に迅速に対応できるよう、多分野の担当者が情報共有を行える体制をつくります。
- ・庁内職員向けに「地域共生社会」に関する研修会を実施し、福祉の現状の共有と庁内連携の重要性を職員に浸透させます。



④ 主な取り組み(事業)

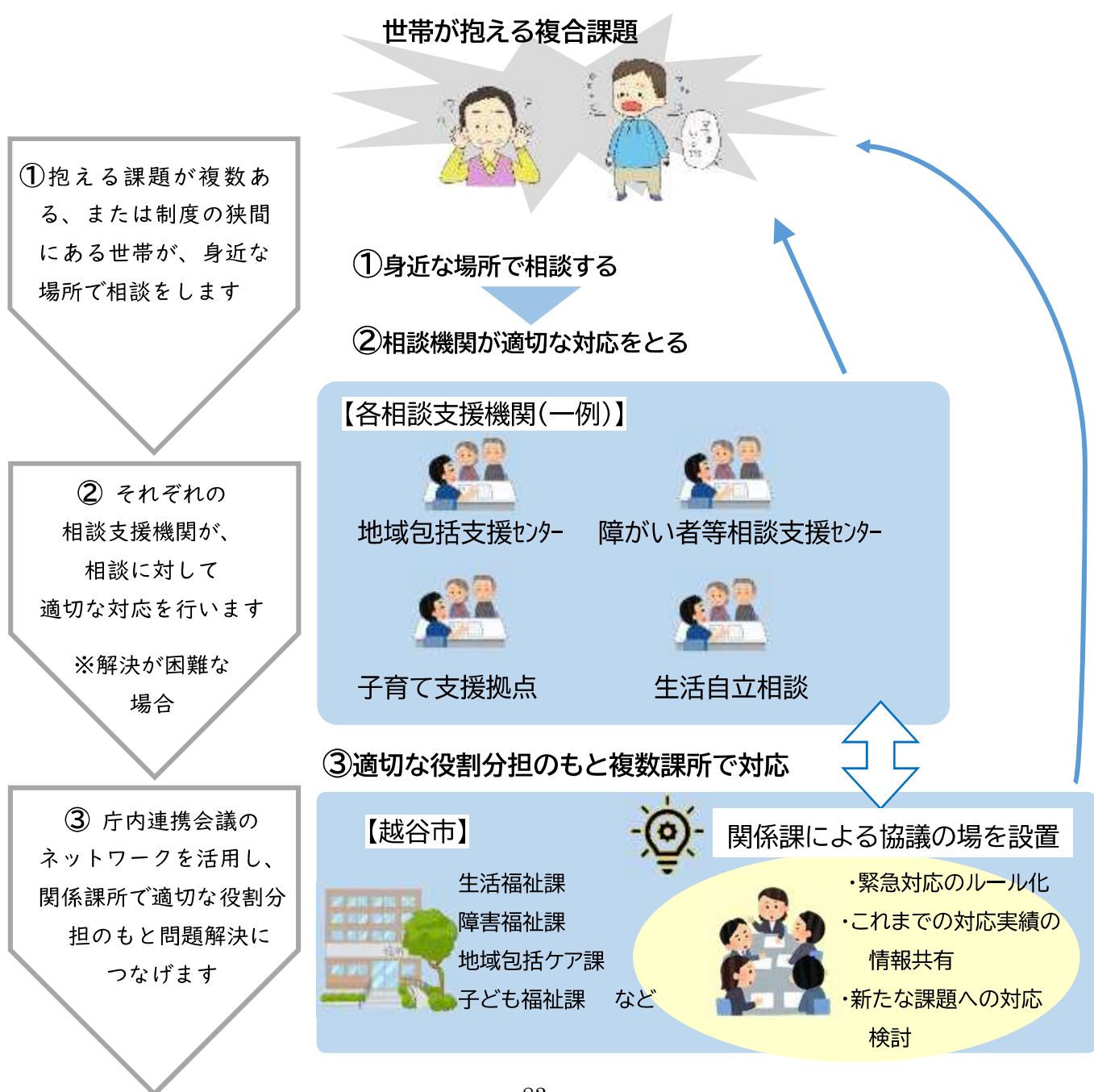
① 庁内連携強化のための取り組み

(★重点事業3) 庁内連携会議の設立・運営	地域共生推進課
地域共生社会に関する庁内研修会の実施	地域共生推進課

■庁内連携会議の設立

- ・高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などに対する分野ごとの相談支援体制では、対応が困難で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなどに対し、対応策について庁内で検討できる「庁内連携会議」を設立し運営します。
- ・複雑な地域課題や制度の狭間の問題を抱える世帯に対し、まずは身近な相談場所で適切な対応を行います。その後、複数課所で適切な役割分担のもと迅速な対応ができるよう、庁内連携会議のネットワークを活用します。
- ・庁内連携会議では、対応方法についてのルールをあらかじめ決めておき、関係課所で適切な役割分担のもと問題解決につなげます。

🔄 対応の流れ(例)



基本方針3-2

「福祉のまちづくり」

第3次計画における目指す姿

- 地域住民が安全に安心して住み続けるための「福祉のまちづくり」を推進するために、防犯・防災、公共交通、居住・就労など、多種多様な分野において福祉の視点が行き届いたまちづくりを目指します。



これまでの主な取り組み

- ・自治会やボランティアの協力によって地域での様々なパトロール活動が積極的に行われており、防犯・交通安全の意識が地域に根付いています。
- ・避難時に支援が必要なことを周囲に知らせることができる「障がい者災害時支援バンドナ」を作成し、障がい者が重度な方への配布を進めました。
- ・バリアフリーマップが改訂・増刷され、多くの市民に配布されました。現在では県立高校の研究課題として活用されたり、WEB版マップも完成するなど、さらなる改良と周知が図られています。

課題

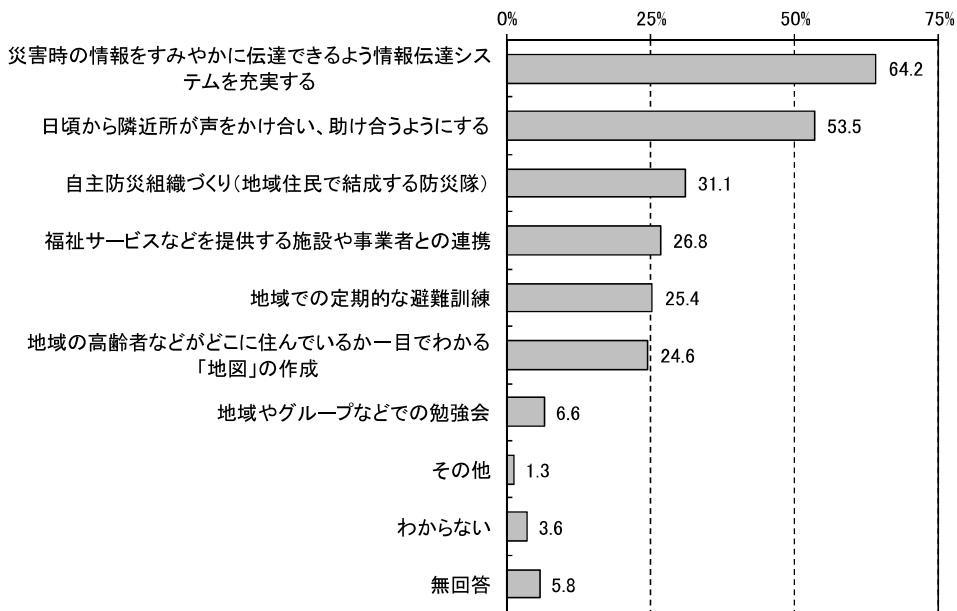
災害に対応するためのシステム整備と互助意識の醸成が必要

- ・市民アンケートでは、「災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なこと」という問いに対し、「災害時の情報をすみやかに伝達できるよう情報伝達システムを充実する」が64.2%、「日頃から隣近所が声をかけ合い、助け合うようにする」が53.5%と、上位2項目が高い回答率となっています。

市が中心となって取り組むべき情報伝達システムの充実と、助け合いの意識醸成の両輪で、災害に備えることが必要です。

■災害時に住民が支えあう地域づくりに必要なこと

n=1,341



公共交通網の維持・充実と利用促進が必要

- ・市民アンケートの自由記述欄には436件の意見が寄せられていますが、「交通関連」の意見が54件と最も多く、その内容の多くは公共交通の充実を求めるものです。公共交通網の維持・充実に向けては、「越谷市地域公共交通計画」に基づき施策を進めていきます。

また、公共交通の利用促進を図るには、市民、公共交通事業者、市の3者が連携し、「みんなで公共交通に乗って、守り、育てる」意識を醸成することが必要です。

地域で安心して住み続けるために居住と就労の支援充実が必要

- ・庁内の検討委員会では、地域で安心して住み続けるための「福祉のまちづくり」を推進するためには、住宅確保・空き家活用・居住支援・就労支援など、ハードとソフトの両面を強化することが必要であるという意見が出ています。居住・就労の支援には、多種多様な分野からの支援が必要であるため、課題の共有を図るために、さらなる庁内の連携の充実が必要です。



施策3-2-1

地域力を活かした防犯・防災対策に取り組みます

▶ 施策の方向性

防犯・防災に向けた活動を行っている団体への支援と、市の体制整備の両輪により、安全に安心して暮らせる地域づくりを推進します。

▶ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・地域での行事や、防犯・防災活動に積極的に取り組み、地域の結束力を高めましょう。
- ・いざという時に地域で助け合える互助、日頃から各自が防災に備える自助に取り組ましよう。
- ・支援が必要な人（高齢者や障がい者等）も、自ら地域のイベントに参加したりすることで、顔の見える関係づくりに取り組みましょう。



▶ 地域住民等からの意見

- ・市民が集まる場所にハザードマップを貼っておき、防災意識を向上させよう
- ・リアルタイムの災害情報等が共有できるような仕組みがあったらいい
- ・地域の避難訓練を通じて、各自が避難方法を身につけられるようにしたい

▶ 市で取り組むこと

- ・地域住民主体で行う自主防犯活動や交通安全の取り組みへの活動支援を通じ、安全で住みやすいまちづくりを推進します。
- ・高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、防災対策において特に配慮を必要とする人が支援を受けられるよう、名簿作成や支援体制づくりを推進します。
- ・地域で活動する団体（自主防災組織等）に対して活動支援や人材育成の支援を行います。



② 主な取り組み(事業)

①地域ぐるみの安全で住みやすいまちづくりの推進	
地域の防犯活動への支援	市民活動支援課
	くらし安心課
交通安全推進事業の推進	くらし安心課
青少年指導員への活動支援	青少年課
②災害時に助け合える地域づくりの推進	
災害時要援護者避難支援制度の促進	危機管理室
	福祉総務課
	障害福祉課
	地域包括ケア課
	子ども福祉課
自主防災組織への活動支援	危機管理室
防災訓練・避難訓練の実施	危機管理室
緊急時における応援協定の推進	危機管理室
災害情報を伝達する仕組みの拡充	危機管理室
福祉避難所の体制整備	危機管理課
	福祉部・地域共生部関係各課
災害時多言語支援センターの設置	市民活動支援課
障がい者災害時支援バンドナの周知・啓発	障害福祉課
消防団活動による地域防災力の向上	警防課



「自主防災組織」

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という連帯意識に基づき、地域の方々が自発的に初期消火、救出救助、給食給水などの防災活動を行う組織のことです。

越谷市では地域による防災力の向上を図るため、自主防災組織育成の補助制度を設けており、防災備蓄倉庫や防災資器材の購入、防災訓練の活動費などに助成金を支給しています。



地域で行われる防災訓練の様子

施策3-2-2

生活しやすい環境づくりに取り組みます

▶ 施策の方向性

公共施設のユニバーサルデザイン化や、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成を通じて、より生活しやすい環境づくりを推進します。

▶ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・近隣同士でコミュニケーションを取り、簡単な手助け（買い物など）をお願いし合える関係をつくりましょう。
- ・外出の支援や介護に関するボランティア活動に関わりましょう。
- ・「みんなで公共交通に乗って、守り、育てる」意識の向上を図り、日常生活の中で公共交通を積極的に利用しましょう。

▶ 地域住民等からの意見

- ・安全で外に出たくなるバス路線や歩道の整備をしてほしい
- ・交通の状況を把握し、交通システム自動化の取り組みをしてほしい
- ・買い物や簡単な日常支援は、地域で助け合って解決できたらいい

▶ 市で取り組むこと

- ・公共交通ガイドマップの配布やバスの乗り方教室を開催するとともに、バリアフリー化を進めるバス・鉄道事業者を支援するなど、利用促進を図ります。
- ・市民に身近な圏域や場所において、利便性が高く、持続可能な公共交通網の形成に向け、公共交通事業者等を含むハードとソフトの一体的な取り組みを推進します。
- ・高齢者や障がい者など、外出が困難な人に対する移動支援の充実を図ります。



② 主な取り組み(事業)

①まちのユニバーサルデザイン化の推進	
駅ホームドアの整備支援	都市計画課
歩道整備や視覚障害者移動用ブロックの設置	道路建設課
公共安全施設整備事業の実施 (カーブミラー・道路照明の設置など)	道路総務課
公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進	関係各課
②利便性が高く持続可能な公共交通の形成	
公共交通の利用促進	都市計画課
ノンステップバスの導入促進	都市計画課
③移動に困難がある人の外出支援	
福祉有償運送・生活サポート事業の利用促進	福祉総務課
	障害福祉課
障がい者等への移動支援・ガイドヘルパー派遣事業等の充実	障害福祉課



「越谷市バリアフリーマップ(WEB版)」

バリアフリーマップには、市内の公共施設や公園、医療機関などのバリアフリー情報や車イス対応トイレ等の設置状況を掲載しています。

また、同様の情報を冊子に取りまとめた「越谷市バリアフリーマップ(おでかけマップとトイレマップ)」を障害福祉課の窓口を中心にお配りしています。



施策3-2-3

住まいや仕事の支援を充実させます

▶ 施策の方向性

地域生活を営む上で欠かすことができない「居住」と「就労」に関する支援を充実させ、地域住民の豊かな生活実現を目指します。

▶ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・ 居住や就職についての悩みや不安を相談できる場所があることを知っておきましょう。
- ・ 地域の中で身近に困窮している人がいた時は、活用できる制度等の情報提供をしましょう。
- ・ 障がいのある人もない人も、分け隔てなく地域社会の中で生活できるよう、理解を深めましょう。

▶ 地域住民等からの意見

- ・ 子ども、障がい者、健常者の枠でくくらない、一緒に暮らしていける地域を目指そう
- ・ 空き家等を整備して住まいに活用できるようなサービスがほしい

▶ 市で取り組むこと

- ・ 高齢者・障がい者・子育て世帯など、住宅の確保が難しい人（住宅確保要配慮者）が地域で安心して暮らせるよう、円滑に入居できるための登録制度（セーフティネット住宅の登録制度）を運用します。
- ・ 空家等対策計画に基づき、空き家等の適正管理対策、予防・抑制対策、活用・流通対策を実施します。
- ・ 就職を希望する人の早期就職の促進、就職後の定着を支援します。
- ・ 高齢者や障がい者のある方向けに、多様な形での就労機会を支援します。



② 主な取り組み(事業)

①地域で安心して住み続けるための居住支援	
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)の運用	建築住宅課
空き家対策事業の推進	建築住宅課
グループホームの整備促進	障害福祉課
	介護保険課
有料老人ホームの整備促進	介護保険課
サービス付き高齢者住宅の整備促進	建築住宅課
	介護保険課
②多様なニーズに応じた就労支援	
生活保護受給者等に対する就労支援	生活福祉課
障がい者への就労支援の充実	障害福祉課
農福連携の検討	障害福祉課
	生活福祉課
	農業振興課
シルバー人材センターへの支援	経済振興課
若年者等就職支援事業の推進	経済振興課
ハローワークとの連携	関係各課



「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 (セーフティネット住宅)」

近年では、急速に少子高齢化が進展する一方、賃貸住宅の貸主側が、住まい探しに困っている所得が少ない方、被災した方、高齢者、障がい者・子育て世帯等の入居を拒む事例が発生しており、社会的な問題となっています。このような問題に対応するため、新たな住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録する制度を設けています。



